⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Shin-Meishin Expressway Daidogawa bridge and other two bridges (Prestressed concrete bridge upper part mechanic) Construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 12 November 2018 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 12 November 2018. if by mail, 4 : 00 P.M. 12 November 2018)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 21 January 2019 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 21 January 2019. If by mail 11 : 00 A.M. 21 January 2019)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Shinichi Miki Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 10 月 22 日

国立大学法人東京芸術大学長　澤　　和樹

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　東京藝術大学国際交流拠点（仮称）整備事業

⑶　工事場所　東京都台東区上野公園12―８　東京藝術大学上野団地構内

⑷　工事概要　本事業は、留学生と学生、教職員等が共に学び、共に交流できる国際交流拠点（仮称）を整備し、既存棟一部解体及び改修等の関連整備を実施する事業である。本事業の実施に当たっては、民間企業のノウハウを活用し、かつ、設計・施工・コスト・施工期間等の合理化された手法を用いることにより、機能的で効率のよい魅力あふれる国際交流拠点（仮称）を実現するものである。改築部　延床面積1,483.69㎡（鉄骨約320ｔ、コンクリート約610㎥、鉄筋約150ｔ、ガラス約230㎡）既存棟　延床面積2,290.75㎡のうち約685㎡解体

⑸　履行期限　契約締結日の翌日から2021年８月31日（火）まで

⑹　本事業は、設計及び工事施工の観点から「技術提案」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、技術と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する事業である。

⑺　本事業における工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる。

⑻　本事業は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。電子入札は文部科学省入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp/top/index.html）の電子入札システムにより行う。

2　競争参加資格等

⑴　入札参加者の構成等

①　入札参加者は、単独企業又は設計にあたる者（以下「設計企業」という。）と建設にあたる者（以下「施工企業」という。）による２者で構成するグループ（以下「入札参加コンソーシアム」という。）を結成し参加すること。

②　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加コンソーシアムの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加コンソーシアムで申し込む場合には、入札参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、大学との対応窓口となること。

③　入札参加コンソーシアムで申し込む場合の代表企業は、施工企業が担当するものとし、施工企業が共同企業体の場合にあっては、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

④　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加コンソーシアムの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託することを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明時において協力会社として明記すること。

⑤　入札参加企業又は入札参加コンソーシアムのうちから、事業全体を総括する者（以下「総括技術者」という。）を配置すること。管理技術者又は監理技術者はこれを兼ねることができる。

⑵　入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者（その構成員を含む）及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

①　国立大学法人東京藝術大学契約規則（以下「契約規則」という。）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

③　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

⑥　経営状態が健全であること。

⑦　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑶　設計企業は次の要件を満たすこと。

①　文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格において「建築（設計・施工管理）」の認定を受けていること。

②　設計企業の構成員は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

③　平成20年度以降に完成した、地上５階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の教育文化施設、庁舎又は事務所の用に供する建物の新営設計業務の実績を有すること。

④　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　平成20年度以降に完成した、地上５階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の教育文化施設、庁舎又は事務所の用に供する建物の新営設計業務の実績を有すること。

イ　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・国土交通大臣が一級建築士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。なお、記載した資格を有していることを証する書類を添付すること。

ウ　配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑷　施工企業は次の要件を満たすこと。

①　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところで格付けした建築一式工事に係る平成29・30年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の等級）が、Ａ又はＢ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。